

平成30年度夏休み子ども見学会実施要領

受入日 7月30日(月), 31日(火), 8月2日(木), 3日(金)

受入時間 午前の部(午前10時から午前11時45分まで)

午後の部(午後2時から午後3時45分まで)

4日間各2回ずつ(計8回)

受入人数 1回につき200人(合計1600人)

受入対象 保護者に付き添われた小学生または中学生

見学場所 大法廷, 大ホール, 講堂, 正面玄関付近

実施内容 小学1年生ないし4年生を低学年, 小学5年生から中学3年生を高学年とし, それぞれに見合った難易度で次の企画を実施する。なお, 7月30日, 31日は高学年を対象とし, 8月2日, 3日は低学年を対象とする。ただし対象外の学年であっても受け入れは行う予定である。

①最高裁判所の建物の特徴をメインとした説明(大法廷)

②質問コーナー(大法廷)

③判決文サンプルを用いた判決言渡体験(大法廷)

④法服を着用しての記念撮影(大法廷)

⑤模擬裁判体験(講堂)

⑥各国の法服展示, 大ホールの案内等(大ホール)

⑦正面玄関付近での記念撮影(正面玄関)

「平成30年度夏休み子ども見学会」プログラム
(高学年用)

時 間 (午前・午後)		内 容	所要時間	場 所
9:40~	13:40~	入構・受付	15分	南 門
9:55~	13:55~	配布資料説明等	5分	大法廷
10:00~	14:00~	始めの挨拶、大法廷説明	10分	大法廷
10:10~	14:10~	自由見学時間のご案内、移動	5分	大法廷
10:15~	14:15~	自由見学時間	70分	
		記念撮影(法壇で法服着用)、判決言渡 体験		大法廷
		模擬裁判体験		講堂
		世界の法服展示・クイズ大会		大ホール
11:25~	15:25~	質問コーナー	15分	大法廷
11:40~	15:40~	終わりの挨拶	5分	大法廷
11:45~	15:45~	退構	合計105分	正面玄関 正門

「平成30年度夏休み子ども見学会」プログラム
(低学年用)

時 間 (午前・午後)	内 容		所要時間	場 所
9:40~	13:40~	入構・受付	15分	南門
9:55~	13:55~	配布資料説明等	5分	大法廷
10:00~	14:00~	始めの挨拶、大法廷説明	5分	大法廷
10:05~	14:05~	自由見学時間のご案内、移動	5分	大法廷
10:10~	14:10~	自由見学時間	70分	
		記念撮影(法壇で法服着用)、判決言渡体験		大法廷
		模擬裁判体験		講堂
		世界の法服展示・クイズ大会・ぬりえコーナー		大ホール
11:20~	15:20~	質問コーナー	20分	大法廷
11:40~	15:40~	終わりの挨拶	5分	大法廷
11:45~	15:45~	退構	合計105分	正面玄関 正門

高学年 模擬裁判シナリオ（係員用）

※ 第1回（10：20～， 14：20～）

第2回（10：40～， 14：40～）

第3回（11：00～， 15：00～）

予定時間各回15分（時間厳守！）

メ：模擬裁判メイン担当→司会進行

サ：模擬裁判サブ担当→誘導や子どもの補助，証人役

秘：秘書課ヘルプ→被告人役，子どもの補助

【模擬裁判開廷前】

メ→(スライド1)を表示

サ→講堂への案内を開始する旨の無線が入ったら，講堂前で待機し，見学者が現れ始めたら，「模擬裁判に参加したい小学生または中学生のお子さんはステージ上に上がってくじを引いてください。それ以外の保護者及びお子さんは座席にお座りください。」と誘導し，ステージに上がる。

サ→くじを引かせて子どもを座らせる。くじがなくなったら，裁判官の席に座らせる。

秘→被告人席で待機。席がわからない子どもがいたら，席へ誘導する。

メ→「模擬裁判に参加したい小学生または中学生のお子さんはステージ上に上がってくじを引いてください。それ以外の保護者及びお子さんは座席にお座りください。」

メ→(時間になったら)「時間になりましたので参加希望者を締め切ります。」

サ→（くじが余ったら）「●名足りませんので，保護者の方で参加していただける方はステージまでお越しください。」

※ J 9人，P 6人，B 5人の設定。参加者数については21人が最も適切な数。

【着席後】

→「(スライド2)それでは模擬裁判を始めます。これから行われる模擬裁判は「刑事裁判」です。ある事件が起こりました。ここにいる被告人(被告人は立って手を挙げる)が、お金を盗む目的で、千代田隼の家に忍び込み、現金を盗んだと疑われています。被告人は有罪か無罪か、有罪ならば、どんな罰をあたえるのかを決める裁判です。

それぞれの役をご紹介しましょう。(スライド3)ステージ真ん中の裁判官役には、裁判を進行して、検察官と弁護人の意見を聞き、判決を言ってもらいます。

ステージ右側の検察官役には、証拠などによって犯罪事実を証明し、「被告人にはどれくらいの重さの罰がふさわしい」のかを言ってもらいます。

そして、ステージ左側の弁護人役には、「被告人は犯人ではない」とか「こういう事情があるので軽い罰を与えるべきだ」という被告人の立場で言い分を述べてもらいます。」

(参加者が22人以上の場合)

裁判官10から●までの人には、判決前に、有罪か無罪かとか、被告人の印象など、今日の模擬裁判についての問題を出しますので、それに答えてもらいます。そんなに難しい問題は出しませんので、安心してください。

→「(スライド4)刑事裁判は、冒頭手続から始まり、(左クリックで動く)証拠調べを行い、(左クリックで動く)弁論手続を経て、(左クリックで動く)最後に判決宣告(左クリックで動く)の順番で進んでいきます。今日もこの順番で模擬裁判をやっていきたいと思います。

(スライド5)最初は冒頭手続です。まず、被告人に人違いがないか確かめます。そして、起訴された事実についての意見を確認します。

席についている皆さんは、机の上にあるファイルをとって、①をめくってください。自分の台詞は、赤字になっているので、自分の順番になったら、立って、「大きな声で」「はっきりと」読み上げてください。途中、どこを読んでいるのかわからなくなったら、手をあげてください。それではどうぞ。

【以下第1シナリオ】

裁判官1 開廷します。

被告人は、証言台の所に立ってください。

名前は、何といいますか。

被告人 関霞です。

裁判官2 生年月日はいつですか。

被告人 平成3年5月3日です。

裁判官3 仕事は何をしていますか。

被告人 無職です。

裁判官4 檢察官は起訴状を読んでください。

検察官1 公訴事実。

被告人は、平成30年5月16日午後3時ころ、

お金を盗む目的で、千代田区隼町4番2号

にある千代田 隼 の家のリビング 南 側 の窓 ガラ

スを割って 鍵 を開けてその家に 侵入し，その家

で，千代田が 所有する 現金 10万円を 盜んだも
のである。

検察官 2 罪名 及び罰条。

住居 侵入，刑法第130条 前段，窃盗，

刑法第235条。以上です。

裁判官 5 審理を始める前に，被告人に 注意をしておきます。

被告人には，黙秘権といつて，言いたくないことは

言わなくてもいいという権利があります。

裁判官 6 答えたくない 質問には，答えなくとも構いません。

それでは質問します。今，検察官が読んだ事実に

について、間違っているところはありますか。

被告人 まちが
ひこくにん 間違いません。

裁判官 7 弁護人のご意見は、いかがですか。
さいばんかん べんごにん いけん

弁護人 1 被告人と同じで、事実に争いはありません。
べんごにん ひこくにん おなじ じじつ あらそ

裁判官 8 被告人は、元の席に座ってください。
さいばんかん ひこくにん もと せき すわ

サ→証人席で待機

メ→「はい、ありがとうございます。被告人は起訴された事実を認めていますね。冒頭手続が終わりましたので、次は証拠調べと弁論手続きです。(スライド6)証拠調べは、証拠を確認したり、証人や被告人の話を聞いたりする手続きで、弁論手続きは、証拠調べを基に、被告人は有罪か無罪か、有罪ならば、どのような刑を科すべきかについて、検察官や弁護人が意見を言う手続きです。

では、席についているみなさんは机の上のファイルをもって②をめくってください。自分の台詞は、赤字になっているので、自分の順番になったら、立って、大きな声ではっきりと読み上げてください。」

【以下第2シナリオ】

裁判官9 証拠調べを行います。検察官、冒頭陳述をしてください。

検察官3 検察官が証拠によって証明しようとする事実

は次のとおりです。

被告人は、盗みに入りやすそうな家を探していました。

検察官4 すると、被害者の家を発見し、用意していた金づ

ちでリビング南側の窓ガラスを割って侵入し、

タンスの中から現金10万円を盗みました。

裁判官1 検察官は、証拠の請求をしてください。

検察官5 証拠として金づちを請求します。また、千代田

隼の証人尋問を請求します。

裁判官2 検察官の証拠の請求についての弁護人の

いけん の
意見を述べてください。

弁護人 2 しょうことりしらいぎ
証拠の取調べに異議ありません。

裁判官 3 それでは、いずれも証拠として採用します。まず、

けんさつかんかなしめ
検察官は金づちを示してください。

検察官 6 (金づちを持ち上げる)

裁判官 4 つぎ しょうにんじんもんおこな
次に証人尋問を行います。

しょうにん しうげんだいところた
証人は、証言台の所に立ってください。

なまえなんい
名前は何と言いますか。

証人 ちよだしゅん
千代田隼です。

裁判官 5 せんせいしょてももこえだよ
それでは、宣誓書を手に持って、声に出して読んでください。

証人 りょうしんしたがしんじつのなにごとかく
良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず
いつわのちか
偽りを述べないことを誓います。

裁判官 6 宣誓したとおり、正直に話してください。嘘を

つくと偽証罪で処罰されることがあります。そ

れでは検察官、質問を始めて下さい。

検察官 1 あなたは被告人を知っていますか。

証人 はい、知っています。平成30年5月16日の

午後3時ころに家に帰ると、窓から被告人が出て

きたので、捕まえて、警察に通報しました。

検察官 2 被告人が家中を荒らしたのですね？

弁護人 3 異議あり。誘導尋問です。

裁判官 7 異議を認めます。検察官は質問を変えてください。

検察官 3 家の様子はどうでしたか。

証人 引き出しやタンスが開けられていて、中に入って

いた書類や衣服が床に散らばっていました。

検察官 4 いえ 家からなくなつたものがありましたか。

証人 はい。タンスの中に入れていた10万円がありま
せんでした。

検察官 4 検察官の質問は以上です。

裁判官 8 弁護人、質問を始めて下さい。

弁護人 4 盗まれた10万円はどうなりましたか。

証人 被告人を捕まえた後にすぐ返してもらいました。

弁護人 5 被告人が割った窓ガラスはどうなりましたか。

証人 被告人から弁償してもらって修理しました。

弁護人 5 弁護人の質問は以上です。

裁判官 9 尋問は終わりました。証人は席に戻ってください。

裁判官 1 続いて、被告人質問を行います。被告人は、

証言台の所に立ってください。弁護人、質問

をどうぞ。

弁護人 1 どうして今回の事件を起こしたのですか。

被告人 お金がなくて、3日間何も食べていなかったので、

ぬす 盗んだお金で食べ物を買おうと思いました。

弁護人 2 盗んだお金はどうしましたか。

被告人 すぐに被害者に返しました。

弁護人 3 割った窓ガラスの弁償をしましたか。

被告人 はい、友だちからお金を借りて弁償しました。

弁護人 4 今までに他に犯罪をしたことがありますか。

被告人 ありません。

弁護人 4 弁護人の質問は以上です。

裁判官 2 檢察官、質問をどうぞ。

検察官 5 (金づちを手に持って) この金づちは事前に準備していたのですか。

ひこくにん
被告人 はい、 そうです。

けんさつかん
検察官 5 検察官の質問は以上です。

さいばんかん
裁判官 3 質問を終わりますので、 被告人は席に戻ってください。

さいばんかん
裁判官 4 以上で、 証拠調べは終わりです。検察官は意見の
を述べてください。

けんさつかん
検察官 6 論告します。被告人の犯行の動機は、 盗んだ
お金で食べ物を買おうとする身勝手なものです。

けんさつかん
検察官 1 被告人は、 盗みをするために事前に金づちを用意
しております、 計画的な犯行です。

けんさつかん
検察官 2 盗んだ金額は10万円で、 被害も少なくありま
せん。

けんさつかん
検察官 3 被告人は、 お金に困れば、 また同じような犯罪を
する可能性があります。

検察官 4 したがって、被告人を厳しく処罰すべきです。

検察官 5 求刑。被告人を懲役 1 年とし、金づち 1 本を没収するのが相当です。

裁判官 5 それでは弁護人、意見を述べてください。

弁護人 5 弁論をします。被告人はこれまで他に犯罪をしたことはありません。

弁護人 5 罪を認めて反省しています。

弁護人 1 被害者に盗んだお金を返しています。

弁護人 2 割った窓ガラスの弁償もしています。

弁護人 3 したがって、執行猶予の付いた判決が相当であると考えます。

裁判官 6 被告人は、証言台の所に立ってください。

最後に言いたいことがありますか。

被告人 ほんとう はんせい にど
本当に反省しています。二度とこのようなことは
しません。

裁判官 7 はんけつ じかい い わた へいてい
それでは判決は次回、言い渡します。閉廷します。

メ→「はい、ありがとうございました。ここまで証拠を調べて、どんなことが起きたのか、
分かってきました。この後、判決ですが、その前に、それぞれの事情をおさらいしてみま
しょう。(スライド7)検察官は、

・犯行の動機は、盗んだお金で食べ物を買おうとする身勝手なもの(左クリックで動
<)

・事前に金づちを用意しており、計画的な犯行。(左クリックで動く)

・盗んだ金額は10万円で、被害も少なくない。(左クリックで動く)

・お金に困れば、また同じような犯罪をする可能性がある。(左クリックで動く)

・なので、懲役1年、金づちを没収するのが相当だ、と言っています。(左クリックで動
<)

「一方、弁護士は、

・被告人に前科はない。(左クリックで動く)

・罪を認めて反省している。(左クリックで動く)

・被害者に盗んだお金を返しています。(左クリックで動く)

・割った窓ガラスの弁償済み。(左クリックで動く)

・だから、執行猶予の付いた判決が相当だ、と言っています。(左クリックで動く)」

「では、ここでちょっと意見を聞いてみたいと思います。」

(参加者が 22 人以下の場合)

メ→「皆さんに被告人は有罪か無罪かお聞きします。被告人が有罪だと思う人は手を挙げてください。」
「被告人が無罪だと思う人は手を挙げてください。」
「はい、ありがとうございます。ほとんどの人が有罪に手をあげましたね。」

(参加者が 22 人以上の場合)

メ→「では、裁判官●の人、被告人が有罪になりそうな事情はどれだとおもいますか？」「裁判官●の人はどう思いますか？」
「裁判官●の人、被告人はもう2度と犯罪を起こさないと思いますか？そう思う理由は？」
「裁判官●の人、被告人はずばり、有罪、無罪どちらだと思いますか？そう思う理由はなんですか？」
「裁判官●の人、懲役1年と金づちの没収は厳しいと思いますか？」
「はい、ありがとうございます。」

※ 人数に合わせて質問をカットしたり加えたりする。

メ→「それでは、いよいよ判決です。(スライド8)どのような結論になるのか注目しましょう。席についているみなさんは机の上のファイルをもって③をめくってください。自分の台詞は、赤字になっているので、自分の順番になったら、立って、大きな声ではっきりと読み上げてください。」サ→まもなく模擬裁が終わる旨を無線で連絡する。

【以下第3シナリオ】

裁判官8 開廷します。判決を言い渡します。

主文

被告人を懲役1年に処する。

裁判官9 この裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予する。

検察庁で保管中の金づち1本を没収する。

裁判官1 理由

被告人は、事前に金づちを用意して計画的に10

万円を盗んでおり、今回の犯行は悪質である。

裁判官2 しかし、盗んだ10万円が被害者に返されてい
ることなど、被告人にとって有利な事情もあるの
で、今回は刑の執行を猶予することにする。

裁判官3 これで閉廷します。

メ→「懲役1年執行猶予3年の判決でしたね。(スライド9)懲役とは、刑務所に入って作業を行わせる刑罰ですが、今回は3年間の執行猶予が付されたので、3年間再び罪を犯すことなく、無事に過ごしたときは、刑務所に入る必要がなくなります。また、被告人の物だった金づちは、犯行に使われたので取り上げられてしまいました。

実際の判決言渡しでは、もっと細かく理由が説明されますが、この模擬裁判では省略します。

以上で模擬裁判を終わります。裁判官役、検察官役、弁護人役のみなさん、ありがとうございました。おつかれさまでした。[拍手](スライド10)

「くじは机の上に置いていてください。」

「机の上にある認定証書を一人一枚取って出口へ向かってください」

サ→模擬裁が終わった旨を無線で連絡する。

低学年 模擬裁判シナリオ（係員用）

※ 第1回（10：20～， 14：20～）

第2回（10：40～， 14：40～）

第3回（11：00～， 15：00～）

予定時間各回15分（時間厳守！）

メ：模擬裁判メイン担当→司会進行

サ：模擬裁判サブ担当→誘導や子どもの補助，証人役

秘：秘書課ヘルプ→被告人役，子どもの補助

【模擬裁判開廷前】

メ→(スライド1)を表示

サ→講堂への案内を開始する旨の無線が入ったら，講堂前で待機し，見学者が現れ始めたら，「**模擬裁判に参加したい小学生または中学生のお子さんはステージ上に上がってくじを引いてください。それ以外の保護者及びお子さんは座席にお座りください。**」と誘導し，ステージに上がる。

サ→くじを引かせて子どもを座らせる。くじがなくなったら，裁判官の席に座らせる。

秘→被告人席で待機。席がわからない子どもがいたら，席へ誘導する。

メ→「**模擬裁判に参加したい小学生または中学生のお子さんはステージ上に上がってくじを引いてください。それ以外の保護者及びお子さんは座席にお座りください。**」

メ→(時間になったら)「**時間になりましたので参加希望者を締め切ります。**」

サ→（くじが余ったら）「**●名足りませんので、保護者の方で参加していただける方はステージまでお越しください。**」

※ J15人，P5人，B5人の設定。参加者数については25人が最も適切な

数。

【着席後】

メ→「(スライド2)それでは模擬裁判を始めます。これから行われる模擬裁判は「刑事裁判」です。ある事件が起きました。ここにいる被告人(被告人は立って手を挙げる)が、コンビニでお茶とお弁当を盗んだようなので、被告人は有罪か無罪かなどを決めたいと思います。

それぞれの役をご紹介しましょう。(スライド3)ステージ真ん中の裁判官役には、検察官と弁護人の意見を聞き、最後に結果(判決)を言ってもらいます。

ステージ右側の検察官役には、被告人の犯罪を証明し、「被告人にはどれくらいの重さの罰がふさわしい」のかを言ってもらいます。

そして、ステージ左側の弁護人役には、「被告人は犯人ではない」とか「こういう事情があるので軽い罰を与えるべきだ」という被告人の立場で言い分を述べてもらいます。」

(参加者が22人以上の場合)

裁判官16から●までの人には、結果を言う(判決)前に、有罪か無罪かとか、今日の模擬裁判についての問題を出しますので、それに答えてもらいます。「はい」か「いいえ」で答えられる問題で難しくないので、安心してください。

メ→「(スライド4)それでは、最初は①被告人が誰かを確かめたり、どんな罪で訴えられたのかを確かめます。

席についている皆さんは、机の上にあるファイルをとって、①をめくってください。自分の台詞は、赤字になっているので、自分の順番になったら、立って、「大きな声で」「はっきりと」読み上げてください。途中、どこを読んでいるのかわからなくなったら、手をあげてください。それではどうぞ。

【第1シナリオ】

裁判官1 開廷します。被告人は、証言台の所に立ってください。

名前は、何といいますか。

被告人 関霞です。

裁判官2 生年月日はいつですか。

被告人 平成7年5月3日です

裁判官3 住所はどこですか。

被告人 東京都千代田区霞ヶ関1の1の401号室です。

裁判官4 本籍地はどこですか。

被告人 覚えていません。

裁判官5 職業は何ですか。

ひこくにん
被告人 無職です。

さいばんかん
裁判官 6 檢察官は起訴状を読んでください。

けんさつかん
検察官 1 公訴事実。

けんさつかん
検察官 2 被告人は、平成30年5月16日午後7時55

分ころ、千代田区隼町4番2号にあるコン

ビニ永田で、900円のお弁当1個と100円のお

茶1本を盗みとったものである。

けんさつかん
検察官 3 罪名及び罰条、窃盜、刑法第235条、
以上です。

さいばんかん
裁判官 7 裁判を始める前に、被告人に注意をしておきます。

さいばんかん
裁判官 8 被告人には、默秘権といって、言いたくないことは言わなくてもいいという権利があります。

裁判官9 こた 答えたくない 質問には、こた 答えなくてもいいです。

裁判官10 しつもん こた 質間に答えたときには、その発言が証拠になる

こともありますから、よく かんがえて 答えるようにしてください。

裁判官11 いまよ じじつ まちが 今読まれた事実について、間違っているところはありますか。

被告人 まちが 間違いありません。

裁判官12 べんごにん いけん 弁護人のご意見は、いかがですか。

弁護人1 じじつ まちが 事実に間違いはありません。

裁判官13 ひこくにん もと せき すわ 被告人は、元の席に座ってください。

サー証人席で待機

メ→「はい、ありがとうございました。被告人は万引きしたことを認めていましたね。次は②証拠を確かめたい。目撃者から話を聴いたりして、その後、被告人の罰について検察官や弁護人の言い分を聞きます。(スライド5)

今回の模擬裁判では、検察官が、万引きの目撃者である、コンビニ永田の店長から話を聞くところから始めたいと思います。席についているみなさんは机の上のファイルをもって②をめくってください。自分の台詞は、赤字になっているので、自分の順番に

なったら、立って、大きな声ではっきりと読み上げてください。」

【第2シナリオ】

裁判官14 証人尋問を行います。証人は、証言台のところに立ってください。

裁判官15 名前は何と言いますか。

証人 千代田隼です。

裁判官1 それでは、宣誓書を手に持って、声に出して読んでください。

証人 良心に従って、真実を述べ、何事も隠さずいつわの偽りを述べないことを誓います。

裁判官2 宣誓したとおり、正直に話してください。嘘をつくと偽証罪で処罰されることがあります。

裁判官3 それでは検察官、質問を始めて下さい。

検察官 4 あなたは被告人を知っていますか。

証人 はい、知っています。平成 30 年 5 月 16 日 午後

7 時 55 分 ころ、私が店長をしているコンビニ

永田に、被告人が入ってきました。

検察官 5 被告人がコンビニ永田でお弁当とお茶を盗んだのですね？

弁護人 2 異議あり。誘導尋問です。

裁判官 4 異議を認めます。検察官は質問を変えてください。

検察官 1 被告人はコンビニ永田で何をしましたか。

証人 回りをきょろきょろしながら、お弁当とお茶をバッ
クの中に入れ、お金を払わずにコンビニ永田を出て
いきました。

検察官 1 檢察官の質問は以上です。

裁判官 5 弁護人、質問を始めて下さい。

弁護人 3 盗まれたお弁当とお茶はどうなりましたか。

証人 被告人を捕まえた後にすぐ返してもらい、被告人の母親がお弁当代を支払ってくれました。

弁護人 3 弁護人の質問は以上です。

裁判官 6 尋問は終わりました。証人は席に戻ってください。

裁判官 7 では、被告人質問を行います。被告人は、証言だいところた台の所に立ってください。

裁判官 8 弁護人、質問をどうぞ。

弁護人 4 もう二度とこのような事件を起こさないために、今後どのように生活しますか。

被告人 迷惑をかけてばかりの母のためにも、仕事を見つけ

いつしょうけんめいはたら
て一 生 懸 命 働 き ま す。

弁護人 4 べんごにん しつもん いじょう
弁護人の質問は以上です。

裁判官 9 けんばんかん しつもん
検察官，質問をどうぞ。

検察官 2 しつもん ひつよう
質問は必要ありません。

裁判官 10 しつもん お
質問を終わりますので、被告人は席に戻ってく
ださい。

裁判官 11 いじょう しょうこしら しゅうりょう けんさつかん
以上で、証拠調べは終了です。検察官，

ろんこくきゅうけい
論告求刑をどうぞ。

検察官 3 ひこくにん はんこう どうき むしょく かね も
被告人の犯行の動機は、無職でお金を持っていなか

ったという、身勝手なものです。

検察官 4 ひこくにん いぜん まんび かね
被告人は以前、万引きをしたことがあり、お金がな

ければまた同じような犯罪をする可能性も

じゅうぶん かんが
十分に考えられます。

検察官 5 求刑ですが、被害が弁償されている点を考慮
ても、被告人を罰金30万円に処するのが相当と
考えます。

裁判官 12 それでは弁護人、弁論をどうぞ。

弁護人 5 本件犯行は、計画的なものではありません。

被告人は深く反省しています。

弁護人 5 盗んだお弁当とお茶は返し、さらに、母親がお茶と
お弁当代を支払って、弁償しています。

弁護人 1 被告人は、まだ23歳と若く、将来もあり、立
ち直る可能性があります。

弁護人 2 また、一緒に住んでいる母親が、被告人が悪いこと
をしないように注意すると言っているので、また

はんざい　おか　かのうせい
犯 罪 を 犯 す 可 能 性 は あ り ま せ ん。

弁護人3 いじょう　てん　かんが　こんかい　かぎ
以 上 の 点 を 考 え て， 今 回 に 限 り， や さ し い
はんけつ　ねが
判 決 を お 頼 い し ま す。

裁判官13 ひこくにん　しょうげんだい　とこ ろ　で
被 告 人 は， 証 言 台 の 所 へ 出 て く だ さ い。

裁判官14 これ で 裁 判 を 終 わ り ま すが， 最 後 に 言 い た い こ と は
あ り ま す か。

被 告 人 ほんとう　はんせい　まわ　ひと　おお
本 当 に 反 省 し て い ま す。 周 り の 人 に も 大 き な
めいわく　に ど
迷 惑 を か け ま し た。 も う 二 度 と この よ う な こ と は
し ま せ ん。

裁判官15 これ で 閉 廷 し ま す。

メ→「はい、あ い が と う ご ざ い ま し た。 こ こ ま で の 裁 判 で、 ど な こ と が 起 こ っ た の か が 分 か っ て き ま し た。 この 後、 結 果 (判 決) を 言 う こ と に な い ま す が、 そ の 前 に、 檢 察 官 と 弁 護 人 が 言 っ て い る こ と を お さ ら い し て み ま し ょ う。(スライド6) 檢 察 官 は、
・万 引 し た 理 由 が、 無 職 で お 金 を 持 っ て い な か っ た と い う 自 分 勝 手 な も の で、(左 ク リ ッ ク で 動 く)
・被 告 人 は 以 前 に も 万 引 き を し た こ と が あ る。(左 ク リ ッ ク で 動 く)

- ・また、お金がなければまた万引きするかもしれないから。(左クリックで動く)
- ・反省させるために、罰金30万円が相応しい刑だ！と言っています。(左クリックで動く)

「一方、弁護士は、

- ・つい万引きしてしまっただけで、計画を立てて万引きしたのではない。深く反省している。(左クリックで動く)
- ・お弁当代とお茶代は弁償した。(左クリックで動く)
- ・23歳とまだ若いので、立ち直ることができる。(左クリックで動く)
- ・母親が被告人が悪いことをしないように注意すると言っている(左クリックで動く)
- ・だから、優しい判決を希望しています。(左クリックで動く)」

「では、ここでちょっと意見を聞いてみたいと思います。」

(参加者が 2 2 人以下の場合)

メ→「皆さんに被告人は有罪か無罪かお聞きします。被告人が有罪だと思う人は手を挙げてください。」

「被告人が無罪だと思う人は手を挙げてください。」

「はい、ありがとうございます。ほとんどの人が有罪に手をあげましたね。」

(参加者が22人以上の場合)

メ→「では、裁判官●の人、被告人は仕事を見つけたらちゃんとした生活を送れると思いますか？」「裁判官●の人はどう思いますか？」
「裁判官●の人、被告人はもう2度と万引きはしないと思いますか？」
「裁判官●の人、被告人はずばり、有罪、無罪どちらだと思いますか？」
「裁判官●の人、罰金30万円は安いと思いますか高いと思いますか？」
「はい、ありがとうございます。」

※ 人数に合わせて質問をカットしたり加えたりする。

メ→「それでは、いよいよ結果(判決)です。(スライド7)被告人は有罪か無罪か、注目しましょう。席についているみなさんは机の上のファイルをもって③をめくってください。自分の台詞は、赤字になっているので、自分の順番になったら、立って、大きな声ではっきりと読み上げてください。」

サ→まもなく模擬裁が終わる旨を無線で連絡する。

【第3シナリオ】

裁判官1 かいてい はんけつ い わた
開廷します。判決を言い渡します。

裁判官2 さいばんかん しゅぶん
主文

ひこくにん ばっきん まんえん しょ
被告人を罰金30万円に処する。

裁判官3 きばんかん りゆう
理由

ひこくにん
被告人が万引きをしたことは悪いことである。

裁判官4 しかし、お茶代とお弁当代を弁償しておらず、反省もしている。

裁判官5 ここで閉廷します。

メ→「判決は検察官が言っていた通り、罰金30万円を支払えという判決でしたね。被告人には、罰として30万円を支払ってもらうことになります。(スライド8)

以上で模擬裁判を終わります。裁判官役、検察官役、弁護人役のみなさん、ありがとうございました。おつかれさまでした。[拍手]」(スライド9)

「くじは机の上に置いていてください。」

「机の上にある認定証書を一人一枚取って出口へ向かってください」

サー模擬裁が終わった旨を無線で連絡する。

平成30年度夏休み子ども見学会「大ホール企画（メイン担当）」進行表

進 行	内 容
(自由見学開始) (大ホール企画案内)	<p>皆さん、こんにちは。本日は、お暑い中、御参加いただきましてありがとうございます。</p> <p>こちらのコーナーでは、裁判所にまつわる○×クイズ大会を</p> <p>10：25（14：25）</p> <p>10：45（14：45）</p> <p>11：05（15：05）</p> <p>の3回実施します。</p> <p>開始5分前になりましたら受付を開始しますので、参加される方はこちらにお集まりください。</p> <p>また、クイズ大会以外にも、大ホール内では、世界各国で裁判官が着る法服の展示や裁判所職員の職業説明の展示を行っております。</p> <p>係の方で展示物の説明を行いますので、お聞きになりたい方は、あちらの正面階段付近にお集まりください。</p> <p>クイズのヒントが隠されているかもしれないで、クイズに参加される前に展示物を見学されることをお勧めします。</p> <p>なお、講堂で行われる模擬裁判につきましては、参加できる時間帯が決まっていますので、ご注意ください。（以下、アナウンス）</p> <p>★7月30日AM</p> <p>10：20（第1回）当選はがき右上記載の番号が1001～1058</p> <p>10：40（第2回）当選はがき右上記載の番号が1059～1138</p> <p>11：00（第3回）当選はがき右上記載の番号が1139～1200</p>

★7月30日PM

14：20（第1回）当選はがき右上記載の番号が2001～2066

14：40（第2回）当選はがき右上記載の番号が2067～2112

15：00（第3回）当選はがき右上記載の番号が2113～2200

★7月31日AM

10：20（第1回）当選はがき右上記載の番号が3001～3066

10：40（第2回）当選はがき右上記載の番号が3067～3103

11：00（第3回）当選はがき右上記載の番号が3104～3200

★7月31日PM

14：20（第1回）当選はがき右上記載の番号が4001～4049

14：40（第2回）当選はがき右上記載の番号が4050～4111

15：00（第3回）当選はがき右上記載の番号が4112～4200

★8月2日AM

10：20（第1回）当選はがき右上記載の番号が5001～5051

10：40（第2回）当選はがき右上記載の番号が5052～5112

11：00（第3回）当選はがき右上記載の番号が5113～5200

★8月2日PM

14：20（第1回）当選はがき右上記載の番号が6001～6033

14：40（第2回）当選はがき右上記載の番号が6034～6069

15：00（第3回）当選はがき右上記載の番号が6070～6200

★8月3日AM

10：20（第1回）当選はがき右上記載の番号が7001～7041

10：40（第2回）当選はがき右上記載の番号が7042～7079

11：00（第3回）当選はがき右上記載の番号が7080～7200

★8月3日PM

	<p>14：20（第1回）当選はがき右上記載の番号が8001～8038</p> <p>14：40（第2回）当選はがき右上記載の番号が8039～8084</p> <p>15：00（第3回）当選はがき右上記載の番号が8085～8200</p>
	<p>それでは、大ホール内をゆっくりご見学ください。</p> <p>なお、本日、気温が高く熱中症の危険があります。</p> <p>休憩室や冷水機も用意させておりますので、ご利用ください。</p>
(クイズ開始前案内)	<p>こちらのコーナーでは、●時●分から○×クイズ大会を行います。</p> <p>参加される方はお集まりください。今回は「夏休みこども見学会」なので、参加資格はお子様のみとさせていただきます。保護者の皆さまは周囲から応援してあげてください。</p> <p>(複数回参加することは許容。親及び未就学児の参加は不可。参加人数に上限は設けない。)</p>
(クイズ大会開始)	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>クイズ大会の進行を務めます最高裁判所広報課の●●と申します。</p> <p>本日は、お暑い中、御参加いただきましてありがとうございます。</p> <p>こちらのコーナーでは、皆さん、どのくらい裁判所について知っているか力試しをするために○×クイズ大会を始めようと思います。</p> <p>皆さん頑張ってくださいね。</p> <p>私の方で、出題をしますので、皆さんの方で考えてもらい、○だと思った人は床の赤線の枠内に入ってください。×だと思った人は床の青線の枠内に入ってください。</p>

(パワポ操作)

クイズに正解した方はその場に残ってください。

残念ながら間違えてしまった方は、その時点でクイズは終わりになりますが、最高裁判所限定の記念スタンプのコーナーをあちらに設けておりますので、是非ご利用ください。

また他にも大ホール内では様々なものが展示されておりますので、そちらも是非ご覧になってください。

(クイズ1回目、2回目の場合は、「もう一度クイズに挑戦したい方は次の時間帯以降にもう一度お集まりください」)

成績優秀者には賞品を用意しておりますので、楽しみにしていてください。

それでは、○×クイズを始めます。

第一問 . . .

(出題後、10秒程度待ってから)

それでは、答えを発表します。（以下答えと解説）

正解の方はその場に残ってください。残念ながら間違えてしまった方は、記念スタンプのコーナーがありますので、そちらにお進みください。

（以下、最低5問は問題を繰り返す。6問目以降はその前の問題を終えた段階で人数が30名以下になった場合、その次の問題を最終問題とする。人数が全然減らない場合でも10問目が最終問題とする。）

なお、5問目以内に正解者が0人になることを避けるために、適宜ヒントを使用し正解に導く。仮に正解者が10名以下になってしまった場合は不正解者をそのまま残し、その次の問題を最終問題として再度クイズに挑戦させる。

(最終問題)

アナウンス例：「問題がちょっと難しかったようですので、今残っている皆さんにはもう1問クイズに挑戦してもらいたいと思います。このクイズに正解すれば賞品をもらえるので頑張ってください。」

次が最終問題となります。この問題に正解すれば賞品がもらえますので、気を抜かないで頑張ってください。

(出題、答えと解説)

○(問題によっては×)の方、おめでとうございます。

×(もしくは○)の方は本当に残念でしたが、記念にスタンプを押していただけたらと思います。

見事全問正解することができた方には、最高裁判所限定の記念シールを差し上げますので、私に向って一列に並んでください。

裁判所採用広報キャラクターの「さいたん」と家庭裁判所広報キャラクターの「かーくん」がプリントされていますので、裁判所にもこんなに可愛いキャラクターがいるんだと知つてもらえたたらと思います。

記念スタンプをご利用になりたい方はあちらにお進みください。

本日は御参加いただき誠にありがとうございました。

(シール配布後、再び進行表の大ホール企画案内からクイズ実施まで
繰り返す。)

平成30年度夏休み子ども見学会「大ホール企画（補助担当）」進行表

進 行	内 容
10：15（14：15） 【自由見学開始】	（メイン担当のアナウンスにより一定程度人数が集まったら、正面玄関を背にしてマイクを使わずに説明を行う） （特に人が集まらなかつたら適宜参加者に対応することで可）
10：20（14：20） 【展示物説明】	皆さん、こんにちは。本日は、最高裁判所にお越しいただきありがとうございます。 私は最高裁判所秘書課の●●と申します。
※2回目説明開始時間 10：40（14：40）	こちらでは、大ホール内の展示物の説明を行います。
※3回目説明開始時間 11：00（15：00） （法服説明）	私に向かって右側には、世界各国で裁判官が着る法服の展示がされています。 法服とは、裁判官や裁判所書記官などが法廷で着用する制服になります。 日本の法服が黒色なのは、黒色が他の色に染まることはないということで、裁判官の公正さを象徴する色として最適だと考えられたためと言われています。 本日はアメリカやフランスなど諸外国の法服も展示しておりますので、日本のものとよく見比べてみてください。 また、ここで展示されている法服は過去に寄贈された、とても貴重

	<p>ものになりますので、お手を触れないようご注意ください。（注意喚起のパネルも掲示されています。）</p> <p>なお、日本の法服の着用体験は大法廷で行っていますので、そちらもご利用いただけたらと思います。</p>
(職業パネル説明)	<p>私に向かって左側には裁判所で働く人々の仕事を紹介しています。</p> <p>裁判所といえば裁判官ということで、裁判官のことを御存じの方は多いかと思いますが、裁判所では裁判官以外の人（裁判所事務官・裁判所書記官・家庭裁判所調査官）が働いていることについてはあまり馴染みがないところかと思います。</p> <p>そこで、裁判所の人がどのような仕事をしているのかをパネルで説明していますので、裁判所をより深く知つてもらうとともに、将来、裁判所の職員として働いてみたいと思ってもらえた幸いです。</p> <p>裁判所事務官と裁判所書記官のお仕事は裁判所採用広報キャラクターの「さいたん」が紹介します。</p> <p>家庭裁判所調査官のお仕事は家庭裁判所広報キャラクターの「かーくん」が紹介します。</p>
(ぬりえ説明)	<p>（低学年対象日は、次のとおり、ぬりえコーナーのアナウンスも行う：職業説明の展示物の横には「さいたん」と「かーくん」がプリントされたぬりえコーナーを設けましたので、そちらもご利用ください。裁判所にもこんなに可愛いキャラクターがいるんだと知つてもらえたならと思います。）</p>
(記念スタンプ説明)	<p>なお、私に向かって正面の大法廷前階段付近では、クイズ大会が行</p>

	<p>われますが、その横に設置されている最高裁判所限定の記念スタンプのコーナーはクイズ大会に参加しなくともご利用できます。</p> <p>それでは、ゆっくり展示物をご覧ください。</p> <p>適宜、質問も承りますので、遠慮なく声をかけてください。</p> <p>(法服については、パネル記載の説明内容及び自身の体験談の範囲で対応し、職業説明については、パネル記載の説明内容及び自身の体験談の範囲で対応するだけでなく、詳細情報を求める参加者には裁判所ウェブサイトの採用試験情報のコーナーを案内する。)</p> <p>(適宜、大ホール内を周回し声掛けや注意、休憩場所・トイレ・冷水機の案内等を行い、必要に応じてクイズ大会のサポート等を行う。)</p>
(説明後)	